

令和2年度 第3回介護保険運営協議会(書面協議)における意見及び意見に対する市の回答

	議題	意見	回答
(1)	令和3年度尾張旭市地域包括支援センター事業計画について	<p>資料1-1 P5、資料1-2 6「認知症カフェ」について、とてもいい取組だと思えますが、高齢者のみの世帯では会場に行くのが困難な場合もあり、参加をすすめたくても、ためらった経験があります。車を持たなくても気軽に参加できる手立てを、今後考えていただきたいと思います。</p> <p>資料1-1 P1 地域包括支援センター業務の運営体制の「職員」の項目で、認知症初期集中支援チーム員の構成がわかりません。記載可能でしょうか。</p> <p>・資料1-1 P1「相談件数」で、相談方法(来所)の2年度の推計値が低いのは、コロナの影響があるからなのでしょうか。 ・同様にP4「介護支援専門員に対する支援」で、相談件数が少なくなっているのは、やはりコロナの影響なのでしょうか。</p>	<p>認知症カフェの開催場所を増やしていくことも一つの方法ですが、なかなか認知症カフェの開催を依頼することも難しいため、今ある認知症カフェに参加できるように、認知症地域支援推進員を中心に検討していきたいと考えています。</p> <p>認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、地域包括支援センターの社会福祉士、看護師などで構成されており、現在、2チーム4名の地域包括支援センター職員が携わっています。また、認知症サポート医は市内に4名おり、月に1回認知症サポート医とともに対処・方針を検討する会議の場を設けています。 なお、この事業は、地域包括支援センター事業とは別に市から委託されている事業であるため、地域包括支援センターの活動に係る必要な事項の内容は記載していきます。</p> <p>・来所の件数の減少は、電話での相談件数の増加を考えるとコロナの影響ではないかと考えています。 ・介護支援専門員からの相談件数については、令和元年度までは年度末の実績ですが、令和2年度は12月末時点での実績のため減少しています。12月末以降も相談はあるため、件数は増加していますが、令和2年度末を推計すると例年より少ないと思われます。恐らく、コロナによる外出自粛やそれに伴う介護支援専門員による対面相談の減少も多少の影響があるものと考えています。</p>
(2)	地域密着型サービス事業所の指定について		

令和2年度 第3回介護保険運営協議会(書面協議)における意見及び意見に対する市の回答

	議題	意見	回答
(3)	第8期高齢者保健福祉計画の策定について	<p>資料3-1 P12の図「高齢化率と認定率の分布(全国・愛知県・近隣市町比較)」、「重度・軽度認定率の分布(全国・愛知県・近隣市町比較)」及びP15の図「サービス類型別の受給率のバランス(全国・愛知県・近隣市町比較)」が示す図は、尾張旭市が老人・弱者に優しい健康都市づくりを目指してきた成果を表していると思います。これまでの成果をふまえ、市には引き続き自信を持って計画を実施していただくことを望みます。</p> <p>資料3-1 P60「地域における災害への備え」について、要支援者の把握をよりきめ細かに行い、避難施設(場所)のプライバシー、感染症対策などを充実させてほしい。いわゆる「個別テント」は、尾張旭市で100張り確保とのことですが、避難が深夜の場合に搬送できるのでしょうか。雑魚寝が嫌で避難をためらったり、認知症などの「障がい」があるため、避難先に迷惑がかかるなどで避難できないということがないよう「命が一番大切」の取組を期待します。</p>	<p>本市の要介護認定の判定は、国の基準に基づいて実施しており、本市の認定率が他市町より低い数字を示しているのは、従来から「健康都市」として各種の健康事業や介護予防事業に市を挙げて取り組んできたことが影響しているのではないかと認識しています。</p> <p>今後後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が急激に増加し、重度化率も高くなることを見込まれていますので、引き続き介護予防・健康づくりの取組を強化していきたいと考えています。</p> <p>本市では、「避難所における感染症(新型コロナウイルス感染症等)対策ガイドライン」を作成しており、避難所での感染症対策を行うほか、段ボールベッドや間仕切りなどの感染症対策資機材の各避難所への配備を予定しています。</p> <p>避難については、福祉避難所の開設、要配慮者専用スペースを避難所へ設けるなど、配慮が必要とされるかたが安心して避難できるように対策を行っていきます。また、避難所への避難のほか、親戚や知人宅へ避難する「縁故避難」や「在宅避難」を含めた様々な避難形態について啓発を行います。</p>
(4)	尾張旭市介護保険条例等の改正について	<p>年金生活者は、収入が年々減少しています。保険料の据え置きはよしとします。ただ、高齢になり、足腰が弱ったり、認知症が進行してくれば、介護量が増え、介護度が上がれば1割負担であっても金額が多額になってきます。医療費の増加も当然考えられます。紙おむつなどの日用品も多数必要になってきます。後期高齢者の医療費負担2割化も図られようとしています。これらを念頭におき、保険料の額を極力おさえるべきです。</p>	<p>本市では、国が示す標準的な保険料段階・料率を基本としつつ、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな設定を行うため、所得段階の区分を13段階と多段階に設定しており、低所得段階の保険料率を低く抑えています。また、第1段階から第3段階までの所得段階の方に対しては、保険料軽減幅を最大限適用しており、低所得の方に十分配慮した保険料となっていると考えています。さらに、コロナ禍で所得が激減した場合などの保険料の減免制度もあります。また、できるだけ被保険者の負担が増えないように、第7期の介護給付費準備基金の残高を全額繰り入れ、介護保険料の上昇を抑制しています。</p> <p>今後も引き続き介護予防・健康づくりの取組の強化に努め、介護給付費の伸び率を抑え、介護保険料の上昇を抑制していきたいと考えています。</p>
(5)	生活支援体制整備事業について	<p>あさひ生活応援サービス事業に携わられている皆様には、少なからず計画した行事・事業が新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止され、さぞかし悔しい思いをされたと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>講座修了者が登録者となっただけのよう、また、修了者の人に新たな受講者を広げてもらうよう努力を(自動車運転免許証のように、その場で写真を撮り、サポーター証がすぐに発行できるような工夫。私も修了者ですが、写真の用意ができなくて時間がたったらあまいになり、まだ登録していません。)。旭ヶ丘町山の手の自治会でも草取りボランティアのようなことをしているようです。</p>	<p>引き続き生活応援サポーターの養成や生活応援サービスの充実を図り、地域におけるちょっとした困りごとに対応できるよう努めていきます。</p> <p>現在生活応援サポーター養成講座では、講座最終日に30分程の時間を設け、サポーター登録についての説明、登録手続き(写真撮影や書類の記入等)の内容を入れて、講座修了と同時に登録できる環境となっています。登録証についてはできる限り早く発行し、サポーターの手に届くよう努めます。</p> <p>また、サポーターの皆様をはじめ、地域の皆様にあさひ生活応援サービス事業の必要性を周知し、多くのかたに養成講座を受講、さらにはサポーター登録をしていただきたいと思います。</p>